

平成24年12月26日

宮城県及び福島県の災害時要援護者名簿の活用状況

標記について、震災当時災害時要援護者名簿を策定していた市町村に対し、電話によりヒアリングを行った。

【障害者のうち犠牲者の出た率^(※)が一般の人よりも低い市町村】

(※平成24年9月5日現在NHK調べ「東日本大震災で被害にあった障害者数」によるもの)

○ ●●町

・災害時要援護者名簿は既に策定済みと聞いているが、災害時に要援護者名簿はどのように使用されたか。

→ 災害時要援護者名簿は、民生委員が主体となって作成・活用した。地域柄、住民同士は顔見知りが多かったことや、民生委員が積極的に活動したこと等により、結果として障害者の死亡者が少なかったと思われる。

○ ●●●市

→ 災害時要援護者名簿は、平成22年12月に作成し、民生委員にも渡していた。発災時には、全市を挙げての避難行動が行われたところであり、病院や施設の移動に際しても車両の手配などを速やかに行ったおかげで、結果として障害者の犠牲者数が少なかったものと思われる。安否確認については、避難漏れの住民確認に際し、自衛隊へ要援護者名簿をはじめ有る限りの情報を提供した。

○ ●●市

→ 災害時要援護者名簿は作成し、現在も更新中である。避難指示または避難勧告が出された後に民生委員や消防団等へ渡すことを想定していたものの、避難指示や勧告が出ていないため、要援護者名簿の開示もできず、ほとんど活用できなかった。

【障害者のうち犠牲者の出た率が県平均よりも高い(福島県 1.93 倍、宮城県 2.45 倍)市町村】

○ ●●●町

・災害時要援護者名簿は既に策定済みと聞いているが、災害時に要援護者名簿はどのように使用されたか。

→ 災害時要援護者名簿は作成していたものの、名簿への登録者には、緊急時にもみ民生委員や消防団等へ渡すことを前提とした同意を取っていたため、平常時には開示していなかった。発災時には、職員も被災し混乱していたため、名簿の開示ができなかった。

○ ●●●町

→ 災害時要援護者名簿は、保健衛生課が作成し、住民福祉課が管理していた。要援護者名簿は、緊急時にのみ民生委員や消防団へ開示する予定だったが、今回は発災から避難までの時間が短かったことや、職員も被災し、混乱していたことから、要援護者名簿を開示することができず、ほとんど活用ができなかった。安否確認については、要援護者名簿を活用できることに思い至らなかった。

○ ●●●市

→ 災害時要援護者名簿は、民生委員や消防団等へ渡していたものの、実際の支援者にまで渡されていたのは一部のみだった。施設のある地域では、要援護者名簿が支援者まで渡されていなかったため、犠牲者の数が多くなってしまった。支援者まで渡されていた地域の災害時要援護者については、名簿によって在宅避難者の安否確認や支援に活用された。

○ ●●●町

→ 災害時要援護者名簿は、民生委員が主体となって作成・更新しており、民生委員及び行政区長には渡してあった。自主防災組織にも、4月から渡す予定であったところ。民生委員は、積極的に更新等も行っており、発災時には、民生委員により支援を受け、多数の要援護者が避難できたと聞いている。しかし、病院と老人ホームが被災してしまったため、障害者の犠牲者数は大きくなっている。特に、老人ホームは小高い山の中腹に建てられており、避難所の指定もされていたため多数の障害者が避難に向かった場所でもあった。

【障害者のうち犠牲者の出た率が一般人よりも高いものの、県平均を下回る市町村】

○ ●●市

・災害時要援護者名簿は既に策定済みと聞いているが、災害時に要援護者名簿はどのように使用されたか。

→ 災害時要援護者名簿は、民生委員や消防団、町内会長等へ渡しており、一部の地域では、発災時には要援護者名簿をもとに民生委員の方々が主体となって障害者の支援を行い、役立ったと聞いている。しかし、要援護者名簿への登録を同意せず、登録していなかった障害者も多かった。民生委員たちも被災したため、登録していなかった障害者まで支援する余裕はなかったようで、そのために犠牲者数は大きくなってしまったようである。また、安否確認については、住居近辺へ避難した人については、要援護者名簿が役立ち、活用されたと聞いている。

○ ●●市

→ 災害時要援護者名簿は、作成したところであり、どこへ渡すべきかを検討している最中であった。そのため、発災時には民生委員等への開示は行われていなかった。被災地の福祉施設については、施設職員と連携し適宜入所者の移送等を行ったこともあり、入所者の犠牲者は少なかったものの、在宅の高齢者や障害者等への支援は行き渡らなかったようである。安否確認については、要援護者名簿を活用できることに思い至らなかった。

○ ●●●市

→ 災害時要援護者名簿は、平成 22 年6月に策定し、民生委員や自主防災組織へ渡していたところであり、避難訓練時にも要援護者自身に参加を促す等の活動を進めていたところである。発災時には、要援護者名簿が活用され、民生委員や近隣の自主防災組織が要援護者を支援し、数多くの要援護者が助かったと聞いている。

なお、被災した地域には老人ホームや福祉施設が有り、指定避難所となっていた小学校などもあった。それらの施設からの移送も適宜行っていたものの、移送時に被災した例があったため、犠牲者数は多くなってしまった。

○ ●●町

→ 災害時要援護者名簿は作成・更新しており、平時から自主防災組織に渡してあったものの、個別計画での支援者が確定できないでいた者が多かったため、実

効性は薄いものとなっており、あまり活用されなかったようである。また、沿岸に老人ホームや障害者施設が有り、それが被災したために犠牲者数は多くなった。安否確認については、要援護者名簿を活用できることに思い至らなかった。

○ ●●●市

→ 災害時要援護者名簿は、平時から、民生委員や消防団、自主防災組織へ渡していた。発災時には、民生委員や近隣住民が自主的に支援をしたことや、被災した地域には大きな福祉施設などが無かったおかげで、障害者の犠牲者は少なかったものとする。また、安否確認の際には、要援護者名簿がかなり有効活用されたと聞いている。